

平成 27 年

第 2 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平
成 25 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条を附則第 2 条とし、附則第 8 条中「または看護師」を「
看護師または准看護師」に改め、同条を附則第 3 条とし、附則第 9 条か
ら附則第 11 条までを 5 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、乳児
4 人以上を入所させる保育所における保育士の配置について、当分の間、
当該保育所に勤務する准看護師 1 人を保育士とみなすことができること
とするため